平成２５年（フ）第１２３号
宮城県栗原市築館字下宮野八ツ又沢28番地６
債務者　千葉　和良
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
新潟市秋葉区新津本町１丁目６番９号
債務者　井上政雄こと　李　　政雄
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３６号
新潟市中央区長潟２丁目13番15号　ハイツサンリオ205号、前住所名古屋市東区出来町１丁目９番８号　小川ビル402号
債務者　泉原　　穂
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５０号
新潟市西区関屋堀割町９番８号
債務者　木村　鉄夫
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５３号
新潟市西区上新栄町２丁目１番９号　新栄荘102号
債務者　稲月　裕子
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８０号
神戸市垂水区乙木２丁目８番10号
債務者　竹田　里都（旧姓岸部）
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８００号
神戸市垂水区旭が丘１丁目10番57号
債務者　山根　章史
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１８号
神戸市兵庫区大開通８丁目１番21―902号
債務者　新井　明子
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５９号
神戸市兵庫区福原町11番17号
債務者　勝畑　大輔
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０２号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目５番20―201号
債務者　辛　　知子
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６７号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地　飛鳥グランドパレス303号
債務者　小西　節子
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６８号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目11番４号　サンハイツⅡ２階２号
債務者　小西　忠介
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０２号
兵庫県西宮市小松町２丁目６番８号ハイツカメリア201号、前住所兵庫県西宮市甲子園口１丁目15番２号中嶋ハイム
債務者　北川　義昭
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０８号
兵庫県西宮市枝川町５番15―1304号、前住所兵庫県西宮市南甲子園２丁目２番14号
債務者　坂本　卓三
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２２号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　ハウディ尼崎228号、前住所兵庫県尼崎市常光寺３丁目８番８号　ラクシュミー常光寺401号
債務者　宮前　貞経
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２２号
北海道小樽市新光２丁目28番13号
債務者　吉倉　敏行
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２８９号
山梨県南巨摩郡早川町保56番地
債務者　高橋志保美
１　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係